

山口県報

令和7年
3月18日
(火曜日)

目次

○議会規程

山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程	一
山口県議会会議規則に係る情報通信の技術の利用に関する規程	二
山口県議会委員会条例に係る情報通信の技術の利用に関する規程	四

山口県議会規程第一号

山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長又は議員（以下「議長等」という。）に対して行われ、又は議長等が行う手続等を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

二 電子証明書 議長等に対して通知を行う者又は議長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録（議長等の使用に係る電子計算機（条例第三条第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成したものの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第五条 条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計

算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 議長等が条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるのは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の次の各号に掲げる方式による表示をする場合に限るものとする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者(以下「利用者」という。)を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。)及び暗証符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。)の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

三 議会が貸与し、又は議長の定めるところにより使用を承認した電子計算機の使用
2 前項の場合において、当該処分通知等を行うときは、議長等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 議長等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会事務局総務課に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第八条 議長等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、書面等により当該作成等を行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第九条 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で

定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)とする。

2 条例第四条第四項及び条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第十条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等(条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。)については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(その他)

第十一条 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。

山口県議会規程第二号

山口県議会議規則に係る情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会議規則に係る情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、山口県議会議規則(昭和三十一年制定。以下「会議規則」という。)の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知、作成、保存等を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

二 電子証明書 議会、議長又は委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第二百二十条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成したものの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）
第三条 会議規則第二百二十条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第四条 会議規則第二百二十条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第五条 会議規則第二百二十条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能

を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第六条 議会等は、会議規則第二百二十条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第七条 会議規則第二百二十条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号（電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者（以下「利用者」という。）を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。）及び暗証符号（電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。）の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

三 議会が貸与し、又は議長の定めるところにより使用を承認した電子計算機の使用（氏名又は名称を明らかにする措置）

第八条 会議規則第二百二十条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（当該通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第九条 会議規則第二百二十条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第十条 議会等は、会議規則第二百二十条の三第一項の規定により電磁的記録により作成

等を行うときは、文書等により当該作成等を行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用）

第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十八条第六項（同法第百二十七条第三項において準用される場合を含む。）、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第九条までの規定を準用する。

（文書等によらない通知等）

第十二条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う通知、作成、保存等（会議規則第百二十条の二及び第百二十条の三の規定の適用を受けるものを除く。）については、会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第百二十条の二及び第百二十条の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

（その他）

第十三条 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う通知、作成、保存等について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。

山口県議会規程第三号

山口県議会委員会条例に係る情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会委員会条例に係る情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号。以下「委員会条例」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知、作成及び保存を行う場合について必

要な事項を定めるものとする。
（電磁的記録による記録の作成）

第二条 委員長は、委員会条例第二十八条第三項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、文書等（山口県議会議規則（昭和三十一年制定）第百二十条の二第一項に規定する文書等をいう。）により当該作成を行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第三条 委員会条例第二十八条第三項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名とする。

（山口県議会議規則との関係）

第四条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う通知（委員会条例第二十三条第一項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第二十八条第一項の規定によるものを除く。）及び保存については、委員会条例に特別の定めがある場合を除くほか、山口県議会議規則第百二十条の二及び第百二十条の三の規定の例による。

（その他）

第五条 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う通知、作成及び保存について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和七年三月十八日から施行する。